

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成30年10月31日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800076号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800061号

第1 結論

請求者のA社における平成26年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成26年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年8月25日
② 平成26年12月25日

請求期間①及び②にA社から支払われた賞与の記録を、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支払明細書及び年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が、請求期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、それぞれ標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の請求期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800193号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800032号

第1 結論

昭和43年*月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年*月から昭和50年3月まで

昭和43年頃に私の母が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

昭和51年*月に出生した長女が病気を患い、長女の治療費を捻出するため融資先を探していたところ、社会保険事務所(当時)から、未納である請求期間の国民年金保険料を遡って納付することを条件に、融資を受けることができる制度があると聞いた。そのため、母からお金を借りて未納であった請求期間の国民年金保険料をA社会保険事務所において遡及し一括で納付した。

社会保険事務所から融資を受けることはできなかったが、請求期間の国民年金保険料は納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、社会保険事務所から、未納である請求期間の国民年金保険料を遡って納付することを条件に、融資を受けることができる制度があると聞いたので、請求者の長女が東京の病院に転院する前の昭和52年1月頃において、請求期間の国民年金保険料を遡及して一括で納付したと主張しているところ、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付できる期間は2年であることから、請求期間の大半の期間に係る国民年金保険料は過年度納付できない。

また、請求者は、母が昭和43年頃に請求者の国民年金の加入手続を行ってくれたと陳述しているが、B市の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、昭和50年12月11日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求者に対する別の記号番号の払出の有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求期間に係るB市において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出は確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800167号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800062号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和24年2月5日から昭和40年2月1日まで
② 昭和40年2月1日から昭和45年3月20日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間①に勤務したA社及び請求期間②に勤務したB社における被保険者記録がない。

請求期間①及び②については、両社の事業主に社会保険の加入を希望し、両社の事業主もそれを了承しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、商業登記の記録によると、A社は平成14年8月31日に解散しており、オンライン記録によると、請求期間①当時の同社の事業主は平成19年に死亡している上、同人の子は、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、いずれも資料がなく不明である旨陳述しており、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において請求期間①にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した者に照会を行ったが、回答のあったいずれの者からも請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、オンライン記録によると、B社の請求期間②当時の事業主は平成9年に死亡しており、現在の同社の事業主は請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、いずれも資料がなく不明である旨回答及び陳述しており、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は請求期間②当時のB社の同僚として3人の氏名を挙げているものの、いずれの者についても同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が見当たらない上、オンライン記録において請求期間②にB社における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した者に照会を行ったが、回答のあった者はいずれも請求者を覚えていないとしており、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回

答及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。